

北名古屋市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和8年2月3日

北名古屋市監査委員 吉野修進

北名古屋市監査委員 桂川将典

8 北社第158号

令和8年1月27日

北名古屋市監査委員 吉野修進様

北名古屋市監査委員 桂川将典様

北名古屋市長 太田考則

(公印省略)

定例監査の結果に係る措置状況について (通知)

令和7年12月12日付け7北監第60号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜社会福祉課＞

1 【指摘事項】

(1) 契約事務について

基幹相談支援センター業務について、業務委託契約に係る仕様書等の記載事項に一部不明確なものがあった。また、契約に基づく提出書類について受付印の押印漏れが散見された。

(2) 補助事業について

社会福祉団体運営費補助金について、補助金の交付を受けた団体からその構成組織に対して助成しているが、交付決定等において使途等の精査がされていなかった。

2 【措置状況】

- (1) 指摘事項については、今後、適正に記載するよう改善します。また、受付印の押印漏れについては、是正しました。
- (2) 指摘事項について、適切な使途等の精査に努めます。

3 【監査委員意見】

- (1) 返還金等の徴収事務にあたっては、債権管理台帳に債務者との折衝経過を適切に記録し決裁することで、徴収の機会を逸することのないよう努められたい。
- (2) 行政財産使用料の免除にあたっては、本来使用料が施設維持管理の原資であり税金等も充てられていることから、社会状況の変化も考慮し慎重にその可否を検討されたい。
- (3) 補助金の交付にあたっては、複数回に分けて支払う場合においても、対象経費等に対し適切な時期に適正に支払われるよう、計画的な支出に努められたい。
- (4) 指定管理者の指定にあたっては、複数年度にわたり当該施設の管理者として決定することから、法人の財務状況の適切な把握に努められるとともに、指定管理料の積算が、実態に即した金額で支出されるよう経費を精査されたい。

4 【措置状況】

- (1) 返還金等の徴収事務にあたっては、債権管理台帳への記録、決裁を適切に実施し徴収の機会を逸することのないよう努めます。
- (2) 行政財産使用料の免除にあたっては、慎重に対応します。
- (3) 補助金の交付にあたっては、計画的な支出に努めます。
- (4) 指定管理者の指定にあたっては、法人の財務状況の適切な把握に努めるととも

に、指定管理料の積算については実態に沿うよう精査に努めます。